

## 船舶事故調査報告書

平成21年9月3日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成21年1月5日 22時50分ごろ
発生場所	岩手県普代村東方沖 陸中黒埼灯台から真方位082° 16.3海里付近 (概位 北緯40° 03.0′ 東経142° 17.0′)
事故調査の経過	平成21年1月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一 <sup>とよとみ</sup> 豊富丸（A船）、75トン 130693、堀合漁業株式会社 32.87m×6.50m×2.75m、鋼 ディーゼル機関、698kW、昭和54年9月30日
乗組員等に関する情報	船長A 男性 46歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和60年4月19日 免状交付日 平成16年7月12日 （平成22年4月18日まで有効） 本船経験年数 約20年 健康状態：良好 甲板員A 男性 40歳 海技免状・操縦免許証 なし 本船経験年数 約3年 健康状態：良好
死傷者等	負傷 1人（甲板員A：右手第5指壊死）
損傷	なし
事故の経過	A船は、漁ろう長を兼任する船長Aほか8人が乗り組み、同型のB船とともに、平成21年1月5日03時00分ごろ岩手県宮古市宮古港を出港し、22時45分ごろ同県普代村黒埼の東方海域において、操舵室に船長Aが、船尾甲板に甲板員Aを含む8人の乗組員が配置につき、針路180°、速力約3ノット（kn）（対地速力）で航行しながら、網船として4回目の投網作業を開始した。 A船は、左舷船尾方約30mに接近したB船から投げ綱が渡され、順次、漁網の左側袖股綱と連結するために送られてきたB船の手綱（以下「手綱」という。）まで巻き取った。甲板員Aは、一端を船体に係止した直径18mmの合成繊維索ストッパーを手綱にとり、船尾方を向いて両手でストッパー端を保持し、他のA船乗組員が左側袖股綱と手綱とを連結する

	<p>のを待っていたところ、手綱が急に緊張し、左舷側に引き寄せられ、右手第5指が左舷船尾ブルワークトップに設置されたビットと手綱との間に挟まれた。操舵室にいて事故に気付いた船長Aは、船舶所有者に連絡するとともに海上保安部への通報を依頼し、宮古港に緊急入港させた。甲板員Aは救急車によって病院に搬送された。</p> <p>(付図1参照)</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海潮流 約2knの南流、うねり 方向北北東・波高約2.5m・周期約13秒</p>								
その他の事項	<p>A船は、船尾に斜路が設けられ、斜路の両側に手綱とひき綱を巻き取るドラムが設置されていた。A船及びB船が、漁網2組、手綱とひき綱3組を使い回し、交互に網船となって2そうびき沖合底びき網漁を繰り返していた。手綱はワイヤーを合成繊維で包んだもので、直径4.6mm長さ約600mであった。(付図1参照)</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船が2そうびき沖合底びき網漁の網船として投網作業中、手綱にとったストッパーを保持していた甲板員Aの右手第5指がビットと手綱との間に挟まれたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、AB両船が海潮流と波浪とにより不規則に動揺して手綱が急激に緊張したため、態勢を整える間もなく左舷側に引き寄せられ、右手第5指がビットと手綱との間に挟まれた可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	<p>A船が2そうびき沖合底びき網漁の網船として投網作業中、手綱にとったストッパーを保持していた甲板員Aの右手第5指がビットと手綱との間に挟まれたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、AB両船が海潮流と波浪とにより不規則に動揺して手綱が急激に緊張したため、態勢を整える間もなく左舷側に引き寄せられ、右手第5指がビットと手綱との間に挟まれた可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	<p>A船が2そうびき沖合底びき網漁の網船として投網作業中、手綱にとったストッパーを保持していた甲板員Aの右手第5指がビットと手綱との間に挟まれたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、AB両船が海潮流と波浪とにより不規則に動揺して手綱が急激に緊張したため、態勢を整える間もなく左舷側に引き寄せられ、右手第5指がビットと手綱との間に挟まれた可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、A船が2そうびき沖合底びき網漁の網船として投網作業中、手綱にとったストッパーを保持していた甲板員Aの右手第5指が、ビットと手綱との間に挟まれたため、発生したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aの右手第5指がビットと手綱との間に挟まれたのは、AB両船が海潮流と波浪とにより不規則に動揺して手綱が急激に緊張したため、態勢を整える間もなく左舷側に引き寄せられたことによる可能性があると考えられる。</p>								

付図1 2そうびき沖合底びき網漁における投網時の概略図及び事故発生状況図

